

バス協会通達本文

国自総第527号

平成17年3月29日

社団法人 日本バス協会
会長 齋藤 寛 殿

国土交通省 自動車交通局
総務課 安全対策室長
清谷 伸吾

「異常気象時におけるバス輸送の安全確保の徹底について」
の一部改正について

「異常気象時におけるバス輸送の安全確保の徹底について」(平成16年1月28日付け、国自総第357号)について、乗客に対する聴取結果を踏まえ、下記のとおり改正しますので、傘下会員事業者に対して周知をお願いします。

記

1. 柱書中、「重大な法令違反は特段なかったことが確認されていますが、当該事業者は当時の気象状況等から運行停止の可能性を検討していたにもかかわらず、乗客から運行継続の要請があったこと等から、運行を継続した経緯が判明しています。バス事業は乗客の安全を最優先にすべきでありますが、本事案はあとわずかで大規模な事故につながった可能性があり、」を「現時点では重大な法令違反は特段なかったことを確認していますが、更に、乗客からも状況を聴取したところ、本事案はあとわずかで大規模な事故につながる可能性があり、乗客の安全を最優先させるという観点から見ると改善すべき点が見受けられました。」に改める。
2. 記中、2.「乗務員の行うべき事項」の次に次の1項を加える。
3. 異常気象時に車内に置くべき有用なもの
 - ・窓ガラスを割るもの(点検ハンマー等)
 - ・携帯電話の予備電池
 - ・ロープ